

(庁名) 高松家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	丸 亀 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	観 音 寺 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	土 庄 出張 所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			1999	1131	564	564	0	0	0	0	265	265	0	0	0	0	0	39	39	0	0	0	0
家事 事件	家事事件総数		1991	1130	561	561	0	0	0	0	261	261	0	0	0	0	0	39	39	0	0	0	0
	審 判	別表第1	284	141	117	117					18	18						8	8				
		別表第2	116	98	10	10					8	8						0	0				
		期日立会い	79	68	6	6					5	5						0	0				
	調 停	別表第2	844	424	234	234					168	168						18	18				
		期日立会い	736	363	214	214					149	149						10	10				
		別表第2以外	552	328	163	163					53	53						8	8				
		期日立会い	494	298	145	145					46	46						5	5				
	共 助		0	0	0	0					0	0						0	0				
	雑	保全処分	33	28	5	5					0	0						0	0				
		保全処分以外	162	111	32	32					14	14						5	5				
人 事 訴 訟 事 件			8	1	3	3					4	4											
てん 補 状 況			(例) 1:本庁／□□支部／審判別表第1／○件 2:〇〇支部／△△支部／調停別表第2以外／○件	てん補を実施した庁名												てん補を実施した庁名							
				丸 亀 支 部													本 庁						
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 高松家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	丸 亀 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			969	495	474	474	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		437	256	181	181	0	0	0	0
	観 護 措 置		67	37	30	30				
	在 宅	通常調査	350	206	144	144				
		簡易面接	0	0	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		20	13	7	7				
交 通	交 通 総 数		525	235	290	290	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	2	1	1	1				
		在 宅	301	142	159	159				
	道 交 等	観護措置	19	5	14	14				
		在 宅	203	87	116	116				
	試 験 観 察		0	0	0	0				
準少年・共助等			7	4	3	3				
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／〇件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／〇件 1:本庁／丸亀支部／一般観護措置／10件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 高松家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	丸 亀 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	13	4	9	9				
人 事 訴 訟 事 件	1	0	1	1				
少 年 事 件	15	5	10	10				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 徳島家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	美 馬 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	阿 南 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	牟 岐 出 張 所	池 田 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1156	801	84	84	0	0	0	0	163	163	0	0	0	0	0	108	20	88	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		1153	800	82	82	0	0	0	0	163	163	0	0	0	0	0	108	20	88	0	0	0
	審 判	別表第1	252	151	34	34					31	31						36	17	19			
		別表第2	107	94	0	0					5	5						8	0	8			
		期日立会い	61	54	0	0					6	6						1	0	1			
		調 停	別表第2	475	307	28	28					96	96						44	0	44		
		期日立会い	374	236	26	26					76	76						36	0	36			
		別表第2以外	185	132	13	13					23	23						17	2	15			
		期日立会い	154	105	13	13					19	19						17	2	15			
	共 助		0	0	0	0					0	0						0	0	0			
	雑	保全処分	23	21	0	0					0	0						2	0	2			
		保全処分以外	111	95	7	7					8	8						1	1	0			
	人 事 訴 訟 事 件			3	1	2	2					0	0										
て ん 補 状 況			1: 本庁／阿南支部／審判別表第1／31件／審判別表第2／5件／調停別表第2／96件／調停別表第2以外23件／雑保全処分以外／8件 2: 本庁／牟岐出張所／審判別表第1／17件／調停別表第2以外／2件／雑保全処分以外／1件 3: 美馬支部／池田出張所／審判別表第1／19件／審判別表第2／8件／調停別表第2／44件／調停別表第2以外／15件／雑保全処分／2件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											本 庁									本 庁	美 馬 支 部		
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 徳島家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	美 馬 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			443	392	51	51	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		221	192	29	29	0	0	0	0
	観 護 措 置		31	25	6	6				
	在 宅	通常調査	184	161	23	23				
		簡易面接	1	1	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		5	5	0	0				
交 通	交 通 総 数		217	195	22	22	0	0	0	0
	致死失 傷運等 転	観護措置	3	3	0	0				
		在 宅	136	121	15	15				
	道 交 等	観護措置	0	0	0	0				
		在 宅	78	71	7	7				
	試 験 観 察		0	0	0	0				
準少年・共助等			5	5	0	0				
てん補状況			なし							
備 考			本庁の準少年・共助等5件とは、すべて収容継続事件である。							

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 徳島家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	美 馬 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	14	13	1	1				
人 事 訴 訟 事 件	1	1	0	0				
少 年 事 件	8	7	1	1				

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 高知家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所										
					配置 支部 総数	中村 支部	支部	支部	支部	支部	未配置 支部 総数	須崎 支部	安芸 支部	支部	支部	支部	支部	出張 所 総数	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所				
総 数			1604	1298	143	143	0	0	0	0	163	80	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家事事件	家事事件総数		1601	1298	142	142	0	0	0	0	161	80	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審 判	別表第1	458	348	75	75					35	11	24							0						
		別表第2	53	49	3	3					1	1	0							0						
		期日立会い	29	29	0	0					0	0	0							0						
	調 停	別表第2	558	431	38	38					89	39	50							0						
		期日立会い	459	360	29	29					70	29	41							0						
		別表第2以外	399	355	22	22					22	21	1							0						
		期日立会い	336	298	22	22					16	15	1							0						
	共 助		0	0	0	0					0	0	0							0						
	雑	保全処分	20	16	0	0					4	0	4							0						
		保全処分以外	113	99	4	4					10	8	2							0						
人 事 訴 訟 事 件			3	0	1	1					2	0	2													
てん 補 状 況			(例) 1: 本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2: ○○支部／△△支部／調停別表第2以外／3件									てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名								
												本庁	本庁													
備 考																										

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 高知家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	中 村 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			434	402	32	32	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		247	232	15	15	0	0	0	0
	観 護 措 置		42	38	4	4				
	在 宅	通常調査	200	189	11	11				
		簡易面接	0	0	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		5	5	0	0				
交 通	交 通 総 数		184	167	17	17	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0				
		在 宅	83	77	6	6				
	道 交 等	観護措置	15	15	0	0				
		在 宅	82	71	11	11				
	試 験 観 察		4	4	0	0				
準少年・共助等			3	3	0	0				
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件、車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 高知家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	中 村 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	44	44	0	0				
人 事 訴 訟 事 件	2	2	0	0				
少 年 事 件	19	19	0	0				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 松山 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	西 条 支 部	宇 和 島 支 部				未 配置 支部 総数	大 洲 支 部	今 治 支 部					出 張 所 総 数	愛 南 出 張 所				
総 数			2151	1149	625	425	200	0	0	0	353	104	249	0	0	0	0	24	24	0	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		2147	1149	623	424	199	0	0	0	351	103	248	0	0	0	0	24	24	0	0	0	0
	審 判	別表第1	510	241	139	81	58				120	37	83					10	10				
		別表第2	74	49	21	16	5				4	3	1					0	0				
		期日立会い	39	25	11	8	3				3	3	0					0	0				
	調 停	別表第2	732	362	251	193	58				108	36	72					11	11				
		期日立会い	594	278	218	161	57				88	27	61					10	10				
		別表第2以外	559	323	159	93	66				74	15	59					3	3				
		期日立会い	481	271	142	87	55				65	12	53					3	3				
	共 助		0	0	0	0	0				0	0	0					0	0				
	雑	保全処分	24	14	10	9	1				0	0	0					0	0				
		保全処分以外	248	160	43	32	11				45	12	33					0	0				
	人 事 訴 訟 事 件			4	0	2	1	1				2	1	1									
てん補状況												てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名				
												本 庁	本 庁									宇 和 島 支 部	
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 松山家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	西 条 支 部	宇 和 島 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			839	577	262	215	47	0	0	0
一 般	一 般 総 数		496	332	164	139	25	0	0	0
	観 護 措 置		95	71	24	21	3			
	在 宅	通常調査	385	252	133	113	20			
		簡易面接	0		0					
		書面照会	0		0					
	試 験 観 察		16	9	7	5	2			
交 通	交 通 総 数		335	242	93	72	21	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	3	3	0	0	0			
		在 宅	158	117	41	30	11			
	道 交 等	観護措置	25	14	11	11	0			
		在 宅	147	106	41	31	10			
	試 験 観 察		2	2	0	0	0			
準少年・共助等			8	3	5	4	1			
てん補状況										
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 松山家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	西 条 支 部	宇 和 島 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	38	24	14	8	6			
人 事 訴 訟 事 件	3	1	2	1	1			
少 年 事 件	15	7	8	4	4			

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。